

『いじめ防止基本方針』

2025年（令和7年）4月1日

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

（1）いじめの問題への認識

- ① いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ② いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ① いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。
- ③ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ① いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ② いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ③ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 いじめの防止等に係る取組

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。また、いじめを『しない』『させない』『見逃さない』環境の醸成に努め、生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

(1) 基本方針の重点

- ① 未然防止
 - ア 生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進める。
 - イ 全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- ② 早期発見
 - ア いじめの調査
 - ・生徒対象のいじめアンケート調査を実施する。(年3回)
 - ・保護者対象のいじめアンケート調査を実施する。(年1回)
 - ・学級担任等による生徒との面談を実施する。(年3回)
 - イ 「いじめ相談窓口」の設置
 - ・相談担当、相談窓口等を設置し、周知する。
 - ウ 研修等による教職員の資質向上
 - ・いじめの防止等の対策に関する研修を実施し、教職員の資質向上を図る。
- ③ いじめを認知した場合の対応
 - ア いじめを認知した際には、事情聴取・情報収集を迅速かつ適切に行い、組織で対応する。
 - イ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
 - ウ 福山市教育委員会等関係機関と連携を図りながら、いじめの解決や再発防止に努める。

エ 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

5 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を設置する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

「いじめ防止委員会」は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

(1) 構成員

校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 主な活動内容

- ① いじめの防止等に係る相談体制及び生徒指導体制の構築
- ② いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- ③ いじめの防止等に係る関係機関連携
- ④ いじめの防止等に係る対策の検討
- ⑤ いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑥ いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- ⑦ いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- ⑧ 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ⑨ 必要に応じた外部専門家の招聘

(3) 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時には緊急に開催する。

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「5」の「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童等が自殺を企図した場合 等）
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、「いじめ防止委員会」において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

① 問題解決への対応

- ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- イ 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ウ 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携

- エ P T A 役員等との連携
- オ 関係生徒への指導
- カ 関係保護者への対応
- キ 全校生徒への指導
- ク 関係者に小学校児童が含まれている場合は、関係小学校との連携及び児童への指導等

② 説明責任の実行

- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校保護者への対応
- ウ マスコミへの対応

③ 再発防止への取組

- ア 福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の立案・作成
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「いじめ防止委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」において、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、学年末に年間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

8 いじめ防止年間活動計画（別紙）